

総社市税外徴収金を期限内に完納しない場合における徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第13号

総社市税外徴収金を期限内に完納しない場合における徴収条例施行規則の一部を改正する規則

総社市税外徴収金を期限内に完納しない場合における徴収条例施行規則（平成17年総社市規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）を当該移動様式に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 正 後	改 正 前
<u>様式第1号（第2条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第1号（第2条関係）</u> 略
<u>様式第1号の2（第2条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第1号の2（第2条関係）</u> 略

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

年 月 日

様

総社市長



年度		督促状	
	納期限	年 月 日	
通知番号		納付額 円	
		督促手数料	円
延滞金	納付日現在で規定により計算します。		

上記の金額を至急納付してください。

この督促状は、発行日の数日前に整理したものです。既に納付されているときは、行き違いですのでそのときは御了承ください。

の納付について(督促状)

- あなたの _____ が未納となっています。先に送付している納入通知書等により、次の納付場所へ至急納付してください。

総社市役所、出張所又は指定金融機関等

- 延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、料額(1,000円未満の端数があるとき又はその料額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6%(納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間については年7.3%)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における当該告示された割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該告示された割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合))を乗じて計算した額です。

- この督促状の発行日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることがあります。

- 不服の申立て、処分の取消しの訴えについて

1 この督促について不服がある場合は、この督促があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、総社市長に対して審査請求をすることができます。

2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、総社市を被告として(訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。)、提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この督促があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの督促(審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第1号の2(第2条関係)

— 督 促 状 —

下記の金額が未納ですので至急納付してください。

※ 本書の到着前までに納付済みの場合は、行き違いですのであしからずご了承ください。

※ 納付場所は、裏面をご覧ください。

◎ この領収証書は5年間大切に保管してください。

領収証書(総社市) ㊤

口座番号	01230-3-960055
加入者名	総社市会計管理者
世帯番号	
通知番号	
識別番号	
納付書番号	
	円
	円
	円
合計金額	円
納期限	

年度 第 期
様

左記のとおり
領収しました。

領収日付印

(納付者保管)

※この用紙は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げたりしないでください

領収済通知書(総社市) ㊤

年度 第 期

口座番号 01230-3-960055 加入者名 総社市会計管理者

円

世帯番号	
通知番号	
識別番号	

円

様

	円
	円
	円
合計金額	円

上記のとおり領収しました。

総社市会計管理者 様

総社市指定金融機関等

取りまとめ店 〒730-8794 ゆうちょ銀行広島貯金事務センター

納付書番号

納期限
年 月 日

領収日付印

(総社市保管)

納付書(総社市) ㊤

口座番号	01230-3-960055
加入者名	総社市会計管理者
世帯番号	
通知番号	
識別番号	
納付書番号	
	円
	円
	円
合計金額	円
納期限	

年度 第 期
様

左記のとおり
領収しました。

領収日付印

(金融機関等保管)

注 意

◎延滞金について

延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、料額(1,000円未満の端数があるとき又はその料額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に年14.6%(納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間については年7.3%)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における当該告示された割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該告示された割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合))を乗じて計算した額です。

◎滞納処分について

この督促状の発行日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることがあります。

◎不服の申立て、処分の取消しの訴えについて

1 この督促について不服がある場合は、この督促があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、総社市長に対して審査請求をすることができます。
2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、総社市を被告として(訴訟において総社市を代表する者は総社市長となります。)、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

- 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この督促があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの督促(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。